

北秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、次のとおり歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

令和8年9月24日

北秋田市長 津 谷 永 光

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

- 2 特定収納事務に係る歳入等

分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金、雑入等の歳入

歳入歳出外現金

過払い等による戻入金